プロジェクト　ASAF 対応
項目　持分法

本資料の目的

1. 本資料は、2014年12月のASAF会議で予定されている持分法に関する議論について、概要をまとめたものであり、ASAF会議における発言案について、ご意見を頂くことを予定している。

2. ASAF会議では、冒頭、各資料作成者から次の資料の説明がされた上で、その後、ASAFメンバーによる意見交換が行われることが予定されている。

   (1) 韓国会計基準委員会（KASB）：リサーチ・レポート「持分法」

   (2) ASBJ： 持分法に関するアンケート調査に対するフィードバック（参考資料1及び2参照）

3. 以下において、KASB：リサーチ・レポート「持分法」の概要を記載させていただく。

KASB：リサーチ・レポート「持分法」

本レポートの目的

4. 本レポートは、次の2つの目的を有している。

   (1) 内的に整合する持分法の開発に貢献すること。このため、新たに「持分により会計処理されるグループ(Equity-Accounted Group)」という概念を導入し、これをベースとして、持分法のあり方について 3 通りの方法を検討する。

   (2) IASB がリサーチ・プロジェクトを実施する際に検討すべき追加的な論点を示すこと。この点、韓国は、1998 年に、個別財務諸表に持分法の適用を義務付けており、持分法について多くの経験を有している。

新たな観点：「持分により会計処理されるグループ」の範囲

5. 「持分により会計処理されるグループ」は、投資者と関連会社で構成される「単一の経済的事業体」である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

6. 「持分により会計処理されるグループ」の範囲により、持分法に関する3種類の代替的概念を開発した

(1) **代替案 1：投資者及び関連会社を上記グループの範囲と考える。**

代替案 1 では、関連会社を「持分により会計処理されるグループ」の一部と考える。したがって、関連会社の資産及び負債は全て、投資者により所有されていると考える。代替案 1 は、連結と同様の概念であるため、投資者に帰属する関連会社の純利益及び純資産は連結を適用した場合と同様の方法で決定される。なお、いずれの代替案によっても、投資者に帰属する金額は一行で表示される。

(2) **代替案 2：投資者及び関連会社のうち投資者の持分に帰属する部分を上記グループの範囲と考える。**

代替案 2 では、関連会社のうち投資者の持分を「持分により会計処理されるグループ」の一部と考える。したがって、関連会社の資産及び負債の一部のみが投資者に帰属する。

(3) **代替案 3：関連会社を上記グループの範囲と考えない。**

代替案 3 では、「持分により会計処理されるグループ」の範囲を投資者とその子会社に限定し、関連会社を「持分により会計処理されるグループ」の一部としては考えない。したがって、投資者は関連会社の資産及び負債を認識せず、持分法投資を金融資産と考える。この代替案では、持分法は、関連会社の純資産を基礎とした投資の価値の測定であると考える。

(3 つの代替案の要約)

項　目	代替案 1	代替案 2	代替案 3
「持分により会計処理されるグループ」の範囲	関連会社を含める	関連会社のうち、持分相当を含める	含めない
投資の性質	事業	事業の一部	金融

(持分により会計処理されるグループの範囲：網かけ部分がグループの範囲)

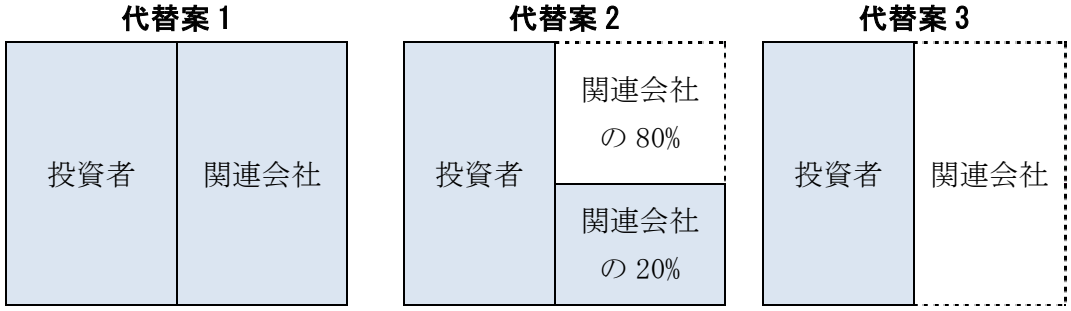

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

代替案の適用

7. 以下の表は、関連会社への投資に関連する論点について、各代替案によった場合、どのような会計上の差異があり得るかについて要約したものである。

項　目	代替案 1	代替案 2	代替案 3
1. 投資の当初認識	IFRS 第 3 号を適用	IFRS 第 3 号を適用	IFRS 第 3 号を適用しない
2. 関連会社の純資産の変動の認識	関連会社の会計処理と整合	関連会社の会計処理と整合	金融商品の種類により純損益か OCI で認識
3. 関連会社のその他の資本の変動の認識	資本で認識	純損益で認識	金融商品の種類により純損益か OCI で認識
4. 会計方針の統一	要求される	要求される	要求されない
5. 帳簿価額を超える関連会社の損失	追加の損失を認識	追加の損失を認識	追加の損失を認識しない
6. 関連会社との取引	全額消去	投資者持分のみ消去	消去しない
7. 投資の減損	関連会社の資産レベル	関連会社の資産レベル	投資レベル
8. 関連会社によって保有される資産の考慮	投資者によって保有されるように取扱う	投資者持分の範囲で投資者によって保有されるように取扱う	持分グループの範囲外で金融商品として取扱う
9. 関連会社としての地位の変動を伴わない持分の追加取得	資本取引	非資本取引	非資本取引
10. 関連会社から子会社への変動を伴う追加取得	IFRS 第 3 号を適用しない	IFRS 第 3 号を適用	IFRS 第 3 号を適用

8. 以下において、上記のうち⑥（関連会社との取引）及び③（関連会社のその他の資本変動の認識）について、各代替案による会計処理について具体的な相違を示

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

す。

関連会社のその他の純資産の変動の認識

（前提）投資者は、関連会社の20%を保有している。当年度、関連会社は株主XからCU1,000の出資を受け、関連会社は資本取引と会計処理を行った。出資後も投資者の持分は20%のままである。

（結果としての会計処理）持分法の適用において、次のような会計処理が必要となる。

代替案 1	株主 X は、「持分により会計処理されるグループ」の所有者であり、当該グループの所有者との資本取引である。 （借）投資　200　（貸）資本　200
代替案 2	株主 X は、「持分により会計処理されるグループ」の所有者ではなく、当該グループの所有者との資本取引ではない。 （借）投資　200　（貸）利益　200
代替案 3	第三者との取引である。 （借）投資　200　（貸）純利益又は OCI*　200 * 投資（FVPL、AFS 等）の種類による。

関連会社との取引

（前提）投資者は、関連会社の20%を保有しており、投資者は、関連会社に棚卸資産をCU1,000で売却した。投資者の財務諸表上棚卸資産の帳簿価額はCU500であり、関連会社は期末に棚卸資産を保有している。

（結果としての会計処理）持分法の適用において、次のような会計処理が必要となる。

代替案 1	投資者と関連会社の取引の影響を全額消去する。 （借）売上　1,000　（貸）投資　500 売上原価　500
代替案 2	取引の 20%のみを消去する。 （借）売上　200　（貸）投資　100 売上原価　100
代替案 3	取引を消去しない。 調整仕訳なし

<u>比較－IAS第 28 号と 3 つの代替案</u>

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

9. 次の表は、3つの代替案によって想定される会計処理とIAS第28号（2011）における要求事項とを比較したものである（★は、IAS第28号の要求事項を示す）。この表から、現行のIAS第28号は3つの代替的概念が混在していることが示されている。

項　目	代替案 1	代替案 2	代替案 3
1. 投資の当初認識	★	★	★
2. 関連会社の純資産の変動の認識	★	★	
3. 関連会社のその他の資本の変動の認識[1]	★		
4. 会計方針の統一	★	★	
5. 帳簿価額を超える関連会社の損失			★
6. 関連会社との取引-どの程度損益を消去するか		★	
7. 投資の減損	★	★	★
8. 関連会社によって保有される資産の考慮[2]			★
9. 関連会社としての地位の変動を伴わない持分の追加取得		★	★
10. 関連会社から子会社への変動を伴う追加取得		★	★

韓国 GAAP（K-GAAP）上の韓国の経験を基礎とした検討すべき論点

10. 韓国は、次のとおり、持分法について多くの経験を有している。

期間Ⅰ **（1998 年まで）**	限定された持分法の適用 －連結財務諸表上、関連会社にのみ適用
期間Ⅱ **（1998 年～2004 年）**	持分法の適用の拡大 －個別財務諸表上、関連会社と子会社の両方に持分法の適用を義務付け
期間Ⅲ **（2004 年以降）**	韓国会計基準「持分法」を公表 －解釈指針の取り込み、83 の解釈指針を公表 －子会社への持分法を導入

<u>K-GAAP上の子会社への持分法の適用</u>

[1] IAS 第 28 号においては、関連会社のその他の資本の変動の認識に関する会計処理は明確でないが、本表では、2012 年に公表された「持分法：その他の純資産に対する持分」における提案によって記載している。

[2] 当該区分には、関連会社が保有する投資者の持分を自己株式の保有と捉えるか、及び、関連会社が保有する他の会社に対する持分を他の会社が子会社や関連会社に該当するかの判定において考慮するか等が含まれる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

11. 1998年に、K-GAAPでは、個別財務諸表を作成するにあたって、関連会社のみならず子会社に持分法を適用することを要求した。KASBは、持分法を適用することにより、当然、個別財務諸表に連結の影響を反映することが可能となると考えていたが、連結財務諸表と個別財務諸表が整合しない事象が多かった。

12. この問題に対処するため、2004年に、子会社特有の持分法を規定した。子会社に対する持分法は、親会社の連結財務諸表上の純損益及び純資産の親会社持分と整合させるように親会社の個別財務諸表上の純損益及び純資産を認識するように規定された。

13. 次の表は、K-GAAP上の子会社に対する持分法と関連会社に対する持分法との違いを示したものである。

項　目	子会社に対する持分法	関連会社に対する持分法
ダウンストリームー 未実現損益の消去	全額消去	部分消去
追加取得/一部処分 支配の変動を伴わない	資本の変動	追加取得－一部取得 一部処分－処分 PL
その他の純資産の変動	資本の変動	追加取得－一部取得 一部処分－処分 PL
子会社の債権の減損損失	投資者の PL を修正	N/A
支配の変動を伴う追加取得	取得法	追加取得－一部取得

<u>K-GAAP上の関連会社に対する精緻化された（sophisticated）持分法</u>

14. 1998年にK-GAAPで関連会社に対する持分法が規定された際には、現行のIAS第28号と同様、シンプルであった。しかし、次の理由により、関連会社に対する精緻化された（sophisticated）持分法が開発された。

(1) 持分法の財務諸表への影響が重要である。

(2) IAS 第 28 号上のシンプルな持分法によると、多様な取引の経済実態を捉えることができない。

15. K-GAAPにおいて83の解釈指針を公表したが、例えば次のガイダンスが開発された。

(1) 関連会社の優先株式の発行

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 減損損失の配分

(3) その他の純資産の変動

ASAF メンバーに対する質問

16. 持分法の概念として、一行連結又は測定基礎のいずれが適切と考えるか。または、いずれも適切ではないと考えるか。

17. このレポートでは、新たな観点であるグループの範囲により、持分法に関する3つの代替的概念を提案している。

(1) 「グループの範囲」を適切な観点と考えるか。

(2) 持分法の概念を確立する他の観点があると考えるか。

(3) 「持分により会計処理されるグループの範囲」により持分法が用いられるのであれば、持分により会計処理されるグループの特徴はどのようなものであると考えられるか（持分により会計処理されるグループをどのように決定すべきか)。

18. 韓国では関連会社及び子会社は、財務諸表の重要な部分を構成している。IAS第27号「個別財務諸表」の修正が公表されたことにより、持分法は関連会社及び子会社の両方に適用され、連結及び個別財務諸表の両方に表示されることになるため、持分法の重要性は高まると考えている。

(1) （ASAFメンバーの各）法域において、持分法（適用）の影響を示す統計データを有しているか。

(2) 持分法はより有用性が高まるということに同意するか。

19. 韓国では個別財務諸表上、関連会社と子会社に異なる持分法の適用を要求している。

(1) 韓国と同様の経験を有するか。

(2) 関連会社と子会社では、異なる持分法が定義づけられるべきであるということに同意するか。

ASAF 会議における発言案

20. ASAF会議において、主に次の発言をすることを予定している。

<u>持分法の概念的基礎に関して</u>

(1) 我々は、持分法の適用に関して、概念上及び適用上の解決すべき課題がある

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

旨を認識している。このため、持分法のあり方を検討しようとするKASBの取組みを支持する。

(2) 持分法について、一行連結という捉える見解と測定基礎の一種と捉える見解があることは認識しているが、我々は、親会社株主に帰属する純利益の表示のために最も有用な方法が選択されるべきと考えており、必ずしもいずれかの見解に完全に依拠すべきとは考えていない。

(3) 持分法がIFRS第10号「連結財務諸表」において定められている連結手法でないことは明らかであることを前提とすれば、持分法の性質は投資先の純資産をベースとした測定方法の一種として位置づけるほかないと考えられる。但し、親会社株主に帰属する純利益を有用なものとする観点から、連結手続を参考にした調整手続がされることは望ましいと考えている。このような調整手続が一般的に「一行連結」と呼ばれているものと認識している。

(4) このため、関連会社に対して持分法を適用する場合、投資者が投資先の資本及び損益のうち投資者に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を決算日ごと修正することを基本的な考え方とすることが考えられる。当該考え方は、本レポートで示されている3種類の代替案のうち、代替案2の考え方に近いと考えられる。他方、子会社に対して持分法を適用する場合、投資先はその全体がグループの範囲に含まれるため、代替案1の考え方がベースになると考えられる。

持分法の有用性

(5) 我々は、持分法の有用性や課題について、我が国における財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に対するアンケート調査を実施した。

(6) 回答者からは、持分法の適用について有用とのコメントが多く示されており、少なくとも、IFRS第9号「金融商品」で定められている他の資本性金融商品への投資の会計処理と整合するように、全てをFV-PLによる測定に変更するような根本的な変更を行うことは、適切ではないと考えている。

(7) これを前提とした場合、今後IASBが予定しているリサーチ・プロジェクトにおいては、主に次の点を明確化することが有用と考えている。

- 現在行われている「概念フレームワーク」における純損益の位置づけに関する議論において、持分法投資損益の性質をどのように合理的に説明することができるか。また、当該議論との関係で、持分法の適用はどのような状況において適当とすべきか（適切な持分法の適用範囲）。
- 持分法の適用にあたって、連結手続と同様の手続の適用が必要な項目は何か、また、必要でないとしても連結手続と同様の手続の適用が望ましい項

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

目はあるか。

- 持分法の適用から得られる財務情報を有用なものであることを維持しつつ、持分法の適用にあたっての実務上の負担を、どのように軽減しうるか。

ディスカッション・ポイント
上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。